

船舶事故調査報告書

平成28年3月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年8月6日 02時03分ごろ
発生場所	香川県 ^{みとよ} 三豊市三崎西方沖 讃岐三崎灯台から真方位264°10,000m付近 (概位 北緯34°15.1′ 東経133°27.0′)
事故の概要	貨物船 ^{ユタカ} YUTAKAは、東北東進中、また、漁船 ^{せいほう} 清宝丸は、えい網しながら北東進中、両船が衝突した。 YUTAKAは、右舷中央部に擦過傷を生じ、また、清宝丸は、左舷船首部に亀裂等を生じた。
事故調査の経過	平成27年8月10日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 YUTAKA（大韓民国籍）、1,517トン 8904795（IMO番号）、YUJIN SHIPPING CO., LTD. B 漁船 清宝丸、4.9トン KA3-24741（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A（大韓民国籍）、二級航海士（商船限定）免状（大韓民国発給） 航海士A（大韓民国籍）、三級航海士（商船限定）免状（大韓民国発給） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷中央部に擦過傷 B 左舷船首部に亀裂等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の末期、潮流 東流約0.4ノット（kn）
事故の経過	A船は、法定灯火を表示し、約10knの対地速力で東北東進中、航海士Aが、右舷船首方約1海里にB船を認めたが、小型漁船であるB船がA船を避航するものと思い、同じ針路及び速力で航行を続けた。 B船は、トロールにより漁ろうに従事している船舶であることを示す灯火を表示し、えい網しながら北東進中、船長Bが、接近する他船が操業中のB船を避けてくれるものと思い、船尾で船首方を向いて座り、漁獲物の選別作業を行っていた。
分析	A船は、航海士Aが、小型漁船であるB船がA船を避航するものと思い、同じ針路及び速力で航行を続けたものと考えられる。 航海士AがB船を視認した際、B船が表示していた灯火の視認状況

	<p>については、明らかにすることができなかった。</p> <p>B船は、船長Bが、接近する他船が操業中のB船を避けてくれるものと思い、漁獲物の選別作業を行い、周囲の見張りを行っていなかったことから、左舷船尾方から接近するA船に気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、A船の航海士Aが、B船がA船を避航するものと思い、同じ針路及び速力で航行を続け、また、B船の船長Bが周囲の見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中の動力船は、漁ろうに従事している船舶の進路を避けること。 ・操業中の漁船であっても、常時適切な見張りを行うこと。